

令和3年4月12日

保護者の皆様

西条市立西条南中学校
校長 池田 秀一

「感染対策期」における新型コロナウイルス感染症対策の強化について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のことと存じます。日頃から、本校の教育活動に対しまして、多大なるご支援、ご協力いただき、誠にありがとうございます。さて、愛媛県が4月8日に「感染対策期」に移行したことを受け、西条市教育委員会より、4月9日に感染症防止対策の徹底の通知依頼がありました。最大限感染リスクを低減できるよう配慮しながら、引き続き、お子様にとって学校生活が充実したものになるよう、私たち南中教職員が現在可能な取組をしていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは「感染源を断つこと」「感染経路を断つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下の取組を行います。

- (1) 発熱等の風邪の症状が見られる生徒は、自宅で休養させることを徹底します。
- (2) 学校において、発熱、体調不良の症状が見られた際は、保護者に連絡し、帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導します。
- (3) 家庭と連携し、毎朝の検温及び風邪症状の確認をします。登校前に確認できなかった生徒は、教室等で検温及び風邪症状の確認をします。
- (4) ウイルス対策の最も基本である、手洗いや咳エチケットを徹底します。
- (5) 学校医、学校薬剤師等と連携を密にし、教室やトイレなどのうち、多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、消毒、清掃を行うなどして環境衛生を良好に保ちます。
- (6) 免疫力を高めるため、早寝・早起き、朝ごはんの励行、また十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導します。

2 集団感染リスクへの対応

「換気の悪い密閉空間」(密閉)「多くの人が手の届く距離に集まる」(密集)「近距離での会話や大声での発声を行う」(密接)の三つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることを基本とし、以下の取組を行います。

- (1) 教室の窓を開放するなど、教室等のこまめな換気を実施します。
気温が上昇した際はエアコンを使用し、適切な環境を整えます。なお、エアコン使用時においても教室の窓を2か所開け、サーキュレーターを使用し換気を常時行います。

- (2) 学校教育活動上、やむを得ず近距離での会話や発声等が必要な場合もあります。飛沫予防のため、学校内においては、マスクの着用を指導します。マスクの色や柄、素材は問いません。ただし、体育の授業や部活動等で運動を行う場合、十分な呼吸ができなくなるなど、熱中症になるリスクを軽減するため、マスクを外す場合もあります。また、登下校の際、自転車通学も含め、マスクの着用を指導します。

3 学習指導に関すること

- (1) 机配置の工夫、集団活動を実施する際の配慮等、感染防止対策を講じつつ、授業を進めます。
- (2) 各教科等の指導においては、感染予防対策を講じつつ、なお感染の可能性が高い一部の実技指導等は、より慎重に対策を講じながら、工夫して実施いたします。その場合、各教科担任より、注意事項がありますので、詳しくは各教科担任より、授業にてお知らせするよういたします。

4 学校行事等の実施について

- (1) 密集空間での集会や、生徒同士の対面する行事、その他の学校行事について、感染拡大防止の措置や、放送やオンライン等に代替するなど、実施方法の工夫等の措置を講じ、場合によっては延期もしくは中止したりする等の対応を行います。
現在、歩くぞ28kmについては「感染対策期」解除後、実施する方向で、検討中です。
- (2) 体育大会をはじめ、各種行事においては現在、感染症の罹患状況を踏まえ、時期、行程の調整を行っております。内容につきましても感染症対策を十分講じた上で実施することといたします。ただし今後の感染症の状況により、予定が変更する場合もございます。決定次第その都度、ご連絡いたします。ご了承ください。
- (3) 家庭訪問について、感染症対策を講じ、4月23日（金）より実施いたします。詳細については、別紙配布いたします家庭訪問のお知らせのプリントをご覧ください。また、家庭訪問の時間等につきましては各学級担任よりお知らせいたします。
- (4) PTA活動におきまして、PTA総会をはじめ多くの行事が変更、中止となっております。今後の予定につきましては、決定次第、随時お知らせいたします。

5 部活動について（日々の練習については感染症対策を十分講じて、実施いたします。）

4月10日（土）～4月21日（水）までの部活動については、以下のことに留意します。

- (1) 対外試合等、他校と交流のある活動は休止します。
- (2) 自校での活動に際しても十分感染防止対策をとって活動します。
- (3) 県大会・四国大会等につながる大会への参加については、市教委と相談します。

※各部活動顧問より、練習内容など詳細につきましてご連絡いたします。

6 学校給食に関すること（これまでと同様、実施いたします。）

- (1) 給食の配食を行う生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐などの症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか、アルコール消毒したかなどを毎日点検します。適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

- (2) 配食の際は、生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行い、少人数で並びます。
その際、教室の窓やサッシ、また友達同士等、触らないよう指導します。
- (3) 十分な換気を行い、生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底します。また、会食にあたって、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をします。

7 心のケアについて

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を把握します。
- (2) 相談については、ハートなんでも相談室もご活用ください。(保護者の方も利用できます。) 4月度の相談日時については、9日(金) 14日(水) 16日(金) 21日(水) 23日(金) 28日(水) 30日(金) の12:30~16:30に1階相談室にて行います。
- (3) 必要に応じてスクールカウンセラーや派遣相談員等による支援を行います。相談を希望される方は、学級担任にご連絡ください。
- (4) 感染者、濃厚接触者とその家族、本感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行います。
- (5) 愛媛県教育委員会が開設した、いじめ問題をはじめ、様々な悩みや不安等の相談を受け付ける「SNS相談ほっとえひめ」もご活用ください。(しおりを配布しております。しおりに記載しているQRコードよりLINEの友達登録を行い、相談してください。なお、しおりを紛失されている方は学級担任にご連絡ください。)

8 臨時休業から解除までのプロセスについて

- (1) 生徒が検査医療機関等による抗原検査で陽性になった場合は、保健所の指示に従うようになります。またPCR検査の対象となり、陽性が判明した場合も、保健所の指示に従います。(濃厚接触者の特定に関しては保健所の判断となり、検査実施の有無等については、検査医療機関及び保健所の判断によります。)
- (2) 生徒の家族等が抗原検査で感染が判明した場合、登校していた場合、下校させます。
- (3) 生徒の家族がPCR検査の対象となった場合は、自宅待機を要請します。その後、家族等が陰性であった場合、生徒の自宅待機を解除します。
- (4) 生徒がPCR検査の対象となった場合及び、家族が陽性で生徒が濃厚接触者となった場合、学校保健安全法第19条により、学校長による感染した生徒及び濃厚接触者の出席停止を行います。

【学校保健安全法第19条】: 校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等あるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

- (5) 出席停止とした場合、学習に著しい遅れが生じることのないよう、ご家庭と連携を取り、家庭学習で使用できる課題を出すなど必要な対応をいたします。

- (6) 出席停止解除については、保健所による健康観察期間を経たうえで、解除となる。
(出席停止基準：感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算しておおむね2週間とされています。)

9 教職員の健康管理について

- (1) 毎朝自宅及び職場で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に、管理職が、毎日、確認します。
- (2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養させます。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意させます。
- (3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合、速やかに休暇、在宅勤務等の措置をとります。また、西条市教育委員会へ報告を行い、今後の指示を仰ぎます。
- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を着用します。
- (5) 勤務時間外においても、「三つの条件（三密）が同時に重なる場」を避けるとともに、家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底します。
- (6) 不要不急の外出を避け、自らの責務の重さや職務の影響力の大きさを自覚し、適切な行動をとります。

10 今後について

本校においてクラスターが発生及び、罹患者（教職員も含む）が発生した際、学校より速やかに西条市教育委員会に報告し、感染の囲い込みを行う措置をとります。よって感染症拡大防止のため、以下の場合には速やかに、学校に連絡を入れてください。

- お子様が、発熱等により、診療・検査医療機関を受診し、抗原検査を受けることになった場合、PCR 検査の対象となった場合
- 同居のご家族等が抗原検査を受けることとなった場合、PCR 検査の対象となった場合
- 同居のご家族等が抗原検査等で感染が判明した場合
(お子様は原則、濃厚接触者となります。濃厚接触者で検査を受けるため、学校を休む場合は、出席停止扱いとなります。)

ご家庭におかれましても、今後も引き続き、感染防止対策への意識を高め、十分な対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

ご心配、ご不明な点等ございましたら学校(☎56-0380)まで、ご連絡ください。